

石州瓦産業コロナ禍対応緊急支援事業 Q&A

Q1. この助成制度の目的は？

A1. 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている石州瓦業界の販売促進を図るため

Q2. 助成の対象者の条件は？

A2. 島根県内にある工務店、屋根工事店が島根県内で石州瓦した住宅（80㎡以上）、瓦関連製品60,000円以上を使用した場合。（瓦関連製品とは、タイル、瓦チップ、瓦食器等）60,000円以上の証明については、瓦メーカーや瓦・タイル工事店の請求書が必要です。また、瓦関連製品のみ助成を受ける場合は、年度内に別物件でもよいので石州瓦を使用しなければなりません。

Q3. 交付申請（申し込み）のタイミングは？

A3. 着工前申請を原則とし、期限内に工事予定がある物件は複数棟まとめて申請ができます。

（様式1.別表添付のこと）

リフォームの場合は、着工前の屋根材が分かる写真を添付。

また、申請したのちに発生した物件については追加として申請することができます。

Q4. 実績報告のタイミングは？

A4. 屋根工事が完了したとき。複数棟申請した場合はまとめて申請されることが望ましい。ただし令和5年2月28日までに必要書類を添えて石州瓦工業組合へ実績報告書を提出しなければなりません。

必要書類：

- ① 様式5. 実績報告書および別表
- ② 石州瓦の場合は使用した数量のわかる納品書、関連商品の場合は請求書
- ③ 石州瓦を使用した物件の写真
- ④ 島根県税に係る納税証明書（一般用、全税目の未納の徴収金がないことの証明）一度のみ提出

Q5. 対象とならない物件とは？

- A5. ・国及び地方公共団体の所有にかかる建築物
- ・国の補助制度または国費が充当されている補助制度を活用した物件
ex ZEH 補助金、こどもみらい住宅支援事業、島根県 しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム、自治体独自の支援事業（国費が充当されている場合）他
 - ・該当するか不明な場合は石州瓦工業組合へ問い合わせください。

Q6. 棟部のみの改修工事は対象となるか？

A6. 対象となります。その場合、石州瓦の製品実数が1,000枚以上の納品書が必要です。

Q7. 各種申請書類の入手方法は？

A7. 石州瓦工業組合のホームページ『屋根の学校』からダウンロードできます。お手元にチラシがある場合はQRコードからも入れることができます。<https://www.sekisyu-kawara.jp/>